

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

| | | | | |
|-----------------|--|-------|-----------|-------|
| 招集日時 | 平成29年6月8日（木）午前9時 | | | |
| 招集場所 | 蟹江町役場 3階 協議会室 | | | |
| 出席委員 | 委員長 | 佐藤 茂 | 副委員長 | 松本 正美 |
| | 委員 | 板倉 浩幸 | 委員 | 飯田 雅広 |
| | 委員 | 石原 裕介 | 委員 | 戸谷 裕治 |
| | 委員 | 高阪 康彦 | | |
| 欠席委員 | なし | | | |
| 会議事件の説明のため出席した者 | 町長 | 横江 淳一 | 副町長 | 河瀬 広幸 |
| | 総務部長兼心安課長 | 伊藤 啓二 | 税務課長 | 鈴木 孝治 |
| | 民生部長 | 橋本 浩之 | 民生部長兼医療課長 | 寺西 孝 |
| 職務のため出席した者 | 議長 | 奥田 信宏 | 議事局長 | 金山 昭司 |
| | 書記 | 飯田 和泉 | 主事 | 戸崎 智信 |
| 付託事件 | 議案第19号 蟹江町税条例の一部改正について 議案第20号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について | | | |

○委員長 佐藤 茂君

まだちょっと時間が早いです、5分ほど早いですけれども、皆さんおそろいになりましたので始めさせていただきたいと思います。

そして、私なんですけれども、本当に私、総務というのは初めてでございます。初めてで、いきなり委員長ということで、これから皆さんにはいろいろとご迷惑をおかけすることと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

それでは、お手元に議案第20号の補足資料が配付してありますので、お願いします。

また、本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての打ち合わせを行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから総務民生常任委員会を開催します。

本委員会に付託されております案件は2件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をよろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようよろしくお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第19号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございませんでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

○委員 戸谷裕治君

ちょっとお尋ねいたします。読んでいてちょっとよくわからない文言とか、いろいろありますのでけれども、これ最初の株式譲渡のことですけれども、これを少しかいつまんでちょっと教えてもらえません、どういうぐあいなのか。

○税務課長 鈴木孝治君

まず、一番最初のご説明をさせていただきます。

こちらのほうにつきましては、上場株式等の配当所得については、従前より申告不要制度、源泉徴収でされる場合、もう一つが、申告分離課税、もう一つが、総合課税の選択について納税者が任意に選択できるものでございます。それはもともとできることでございますが、これが所得税の確定申告と住民税申告というもので、異なる課税方式を、従来から異なるやり方でできたわけですけれども、今回は、それを条文のほうに明確化されたという今回の規定でございます。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

ということは、文言は変わっても中身は変わっていないということですね。

○税務課長 鈴木孝治君

そうでございます。

○委員 戸谷裕治君

ありがとうございます。

○委員 高阪康彦君

私も、同じようなことを聞くのだけれども、読んでも全くよくわからないもので、この附則第10条の3というところがあって、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が全て申告ということで、特定耐震基準適合住宅にかかわる固定資産税等の減額を受けようとする者が提出する申告書について、規定及び条項の整理を行うものと書いてあるけれども、この規定及び条項の整理を行うもので、実際これちょっと関係しておるものですから、新築住宅の減額というやつ、これは何、どういうふうに、変わったのか、それとも、ただ文言だけ変わったのか、条文の番号が変わったのか、読んでいてもわからんものだから、ちょっと教えていただけませんか。附則第10条3。

○税務課長 鈴木孝治君

ここに書いてある部分、もともとある条文ではございますが、地方税法の改正によりましてこの部分が新設されたということなんですけれども、まず、特定耐震基準適合住宅というものが一応法律で決められているのですが、どういったものかといいますと、昭和57年1月1日以前から所在する住宅でございます。なおかつ、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に耐震改修をして、認定長期優良住宅に該当することになったものが特定耐震基準適合住宅というものになります。減額の内容につきましては、1年度分に限りまして、原則として3分の2が減額されるという内容でございます。

○委員 高阪康彦君

以前と別に変わったということではないんですね。わざわざ条文ということは、どこかが

変わったんでしょう。

○税務課長 鈴木孝治君

そうですね、条文としてはもともと、ここに規定した部分が新たにできたような規定でございませぬ。すみませぬ、そういうことございませぬ。

○委員 戸谷裕治君

見直したのは、これは57年以降のものを耐震化して、そうしますとということですよ。それは前から条文としてあったの、これ、新たにつけ加えられている。

○税務課長 鈴木孝治君

もともとあった条文ではございませぬが、変わった部分だけ今回ご説明のほうに載せさせていただきますので、この部分ができたということになります。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

他に。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと蟹江町税条例の一部改正とちょっと離れるかもしれませんが、5ページの部分の9から下で、町長に提出しなければならないの(1)で、読ませていただくと、納税義務者の住所、氏名、また、名称及び個人番号また法人番号(個人番号また法人番号)を有しない者にあつてはとあるのですけれども、そこで、個人番号、法人番号はそれぞれ法人になっていけばつくんですけれども、個人番号で有しない者という方はどういう方なのか。これ個人番号自体、日本国内、住民票を持っていれば皆さんにつくと思つたのですけれども、この有しない者の方はどのような方になるのか、お願いします。

○税務課長 鈴木孝治君

基本的に国内にお住まいの方は、個人番号が全員、原則として番号が振られているわけですが、この場合、ないという方は、それは確かにお見えなのは見えると思つてます。番号制度が始まる前に住民票が職権消除されている方ですとか、そういった確率としてはかなり少ないのですが、番号を有していない方ということは存在はしているというふう聞いております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

たしかこれ外国人もつくわけですよ。そこで、そういう方もいるということでこの文言が書いてあるだけなのか、その点と、僕もずっと質問している、この個人番号についてなんですけれども、添付、個人番号を別に記載しなくても、それは別に受理をしてくれる、確認ということなんですけれども、お願いします。

○税務課長 鈴木孝治君

住民の方からご提出をいただく申請書類には、個人番号を書く欄があるものとないものがあるのですけれども、あるものにつきましては、原則としてご記入をお願いをしております。今ご質問がありました、ない場合に受理するかどうかということですが、一旦はそれは受理はさせていただいて、事務はさせていただこうとは思っております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと有しない者に、さっきの個人番号、ちょっと余り理解できかねるもので、後でもいいですので、詳しくまた教えて、ちょっと答弁しづらいのかなという。

○税務課長 鈴木孝治君

それでは、そこにつきましては、また調べさせていただきまして、ご回答させていただきたいと思っております。

○委員長 佐藤 茂君

ほかに。

○委員 飯田雅広君

附則第16条2のところなんですけれども、一番最後の、不正に取得した者のメーカー等に対してというところは、これっていわゆるあれですか、三菱自動車の分のということでしょうか。

○税務課長 鈴木孝治君

そうでございます。昨年度に、ニュースにもなっておりますが、三菱自動車の不正事件がございまして、それに基づきまして基準が1ランクずつ変わった方が見えます。それに基づいての国のほうでの法改正と、条例のほうでの改正というふうになっております。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

メーカーに対して不足額に係る、所有者とみなして不足額10%を加算して課税しというので、メーカーにそのあれということですか、課税するということですか。所有者は特に何も不利益はないということですか。

○税務課長 鈴木孝治君

おっしゃるとおりでございまして、その差額分につきましては、メーカーのほうに請求するということが、ここで明確にされたということでございます。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

ほかに。

○委員 松本正美君

今、いろいろと議員さんのほうからお話がありまして、非常に国の、毎回ですけれども、

非常にわかりづらいというのは、議員さんは説明があるわけなんですけれども、町民の皆様はもっとわかりづらいのではないかなと思うんですよ。そういった意味では、毎回のこういった改正要点に載ってきているように、こういった簡単でいいですので、町民にもわかるような周知徹底みたいな、そういうお話をできないかなと思う。なぜこれを言うかという、この後に出てくる被災住宅用地の申告だとか、これ災害に遭ったときに、そういったことが起きたときに、罹災証明書だとか、そういうのがかかわってくるものですから、これ住民の方で罹災証明はどんなものかというのがわかりづらい部分もあるものですから、そういったことを含めて、今後住民の皆様にも周知できるような形はとれないのか。議員はこういった委員会なんかで説明していただけるわけなんですけれども、町民の方はなかなか難しいと思いますので、毎回たんび、こういうふうで改正してくるもので、議員もわかりづらい部分もあるものですから、町民の方はもっとわかりづらいのではないかなと思いますので、この点についてはいかがでしょうか。

もう一つは、45ページの都市緑地法の一部改正という部分があるわけなんですけれども、蟹江町の都市公園は、今後変わるのかどうなのかということをちょっとお聞きしたいなと思います。もう既に東京のほうでは、公園を保育園にしたり、それから、喫茶店にしたり、カフェにしたり、いろいろな取り組みを、東京のほうは都市公園を使ってやっているんです。蟹江町は、こういったことができるのかどうなのかをちょっとお聞きしたいなと思います。

○税務課長 鈴木孝治君

蟹江町のほうでそういった公園ができるかどうかにつきましては、ちょっと税務課では、すみません、お答えしづらいというか、理解していませんので、またまちづくりのほうに確認はしておこうと思います。

以上でございます。

先ほどの、最初のご質問の町民の方への条例改正等の周知でございますが、確かにこれは、ほかの市町村のホームページとかを見ていると、改正の要点みたいなもの、これよりももっと簡単な改正の概要みたいなものをホームページに載せているところもございますので、そういったところを参考にしまして、蟹江町でもやれるかどうかを一度検討してみますので、よろしく願いいたします。

○副町長 河瀬広幸君

今、条例の改正の関係で緑地のお話が出ました。私どもは16施設ぐらい都市公園があるわけですが、ここでうたっていますのは市民緑地の要に供する土地でございますので、都市緑地法による指定された緑地保全、緑化推進法人が設立した市民緑地契約を結んだ土地と特定をしておりますので、その辺は、ちょっとまだまだ私どもにはなじまないことがあると思います。ただ、松本委員がおっしゃったように、都市公園の使用においては、今おっしゃったように、いろんな多用途の今、問題が出ていますので、それも踏まえて、将来的なこと

を含めて研究をさせていただきたい。ただ、今現在では、私どもの都市公園の緑地には当てはまらないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

○委員 戸谷裕治君

今のことですけれども、市民緑地というのは、例えば、町内の持ち物を借りているとか、そういうことがあるということですか。町の持ち物じゃなしにということで軽減されるということ、どこかが、誰かから土地を借りているということですか。

○税務課長 鈴木孝治君

おっしゃるとおりでございます。固定資産税の軽減の特例の内容になりますので、先ほど副町長からもご説明させていただきましたが、都市緑地法の第55条第1項に規定する市民緑地契約を締結した土地が対象になるということでございます。

○委員 戸谷裕治君

そうですね、民間でお持ちのやつを借り上げた場合、そういうことが軽減が起こるということをおっしゃっていて、そして、もう一つ、その上の17項の特定事業所内の保育施設は、これは蟹江町にどこかありますか。

○税務課長 鈴木孝治君

今のところまだ聞いておりませんので、まだ該当はないと思います。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の方の発言を許します。

(なしの声あり)

それでは、討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第19号「蟹江町税条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

それでは次に、議案第20号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題いたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 橋本浩之君

お配りさせていただいております補足資料について、保険医療課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

それでは、本日お配りをさせていただきました平成29年度における国民健康保険税の改正についてをごらんいただきながら説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の改正の趣旨でございます。

1、趣旨、平成28年12月22日付で平成29年度税制改正大綱が閣議決定をされまして、物価上昇によって軽減対象だった方が軽減から外れないようにすることを目的といたしまして、軽減措置の拡充が盛り込まれたところでございます。国保税の拡充につきましては、平成26年度から4年連続の拡充となり、今年度は課税限度額の引き上げについては見送られたものでございます。3月31日付の地方税法施行令の改正に伴い、法定どおりの改正を行わせていただくものでございます。

2番、軽減措置の拡充についてでございます。

軽減措置とは、所得に応じて国保税の均等割及び平等割を一定割合、7割、5割、2割軽減する制度のことでございます。今回の改正では、5割、2割の方が対象でございます。

①番に、5割軽減の対象世帯所得の推移をお示しをさせていただきました。改正前の判定基準でございますけれども、5割軽減の方は、前年世帯の所得の合計が26万5,000円に被保険者数を掛けたものに33万円を加えた金額以下の方であったものが、改正後は、前年の世帯所得の合計が27万円と5,000円アップして、それに被保険者数を掛けたものに33万円を加えたものというふうに軽減措置が拡大をされました。

表の一番下の4人世帯を例にご説明をさせていただきます。

改正前は139万円、給与収入に直しますと、約224万円の方が、以下の方が対象となったものが、改正後におきましては、軽減所得といたしまして141万円、給与収入に直しますと約227万円以下の方が対象となるということで、軽減の拡充がされたものでございます。

②番の2割軽減の対象世帯の推移についてでございます。

改正前の判定基準は、48万円に被保険者数を掛けたものに33万円を加えたものが基準でございましたが、改正後におきましては、1万円上がりまして、49万円に被保険者数を掛けたものに33万円を加えたもの、こちらに拡充をされました。2割軽減の方で、表でいたしますと、4人世帯の方、一番下の表をごらんいただけますでしょうか。軽減判定が225万円、給与収入に換算しますと、約347万円以下の方が判定基準だったものが、改正後は229万円が所得、給与収入で見ますと、約353万円の方が拡充を受けられるように拡大をされたものでございます。

2ページ目をお願いをいたします。

3、国民健康保険税条例第24条、7割、5割、2割軽減の改正により軽減されると推測される世帯数を掲げさせていただきました。このデータは、平成29年度が本算定前でございますので、5月1日時点での加入者での試算を行いました。

①番が、改正前での軽減世帯数、②番で、改正により影響を受けると推測される世帯数を掲げさせていただきました。今回は、5割と2割の軽減を受けられる方が対象でございますので、表をごらんいただきますと、①番の表で670世帯の方が受けられた、5割軽減で670世帯の方が、②番の表を見ていただくと690世帯に、20世帯拡充されてまいります。

一番右側の列の軽減額をごらんください。改正前ですと、軽減額の合計が7,868万7,000円でしたが、改正後は7,940万2,000円と、差し引きますと71万5,000円軽減を受けられる方が、額がふえることとなります。

3ページにおきましては、国民健康保険税の均等割、平等割を含んだ税率表をつけさせていただきましたので、お目通しのほどよろしくをお願いをいたします。

私のほうからの補足資料を使いました説明は以上とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

ただいま説明がございましたが、何か質疑はございませんでしょうか。

○委員 飯田雅広君

補足資料の表のところなんですけれども、例えば、②の一人世帯、これ世帯所得ですよ、一人で147万の給与収入ということは、適用除外があると思うんですけれども、健康保険法上、法人とかだとこれ健康保険法上、加入することになりますよね。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

そうですね。

○委員 飯田雅広君

ですから、個人事業主とかが、そうところにお勤めの給料の方は別としても、例えば、勤め先が健康保険に加入しなければいけないような事業所にお勤めの場合の人とかというのは、多分わかると思うんですけれども、そういう人には、例えば、お宅のお勤めのところは健康保険に入らなければいけないんですよみたいな、そんな話はされるんですか。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

昨年の10月から社会保険の加入の制度が拡大をされまして、今、週20時間以上お勤めされたり、月に8万8,000円以上お勤めされる方というのは、もう社会保険の加入というのは義務づけをされました。それによって、社会保険に入られる方が非常にもうどんどんふえてまいりまして、それ以外の方でも国保のほうを受け入れするような形だというふうに理解して

おります。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

では、本来的には社会保険に入らなければいけない人というのは、例えば、この3人世帯とかでも、一人の所得が150万ぐらい、残りがパートさんとかで少ないとしても、そしたら加入しなければいけないじゃないですか、なので、何ていうんですかね、できれば国保から外して社会保険に入れなければいけないので、だから難しいんですけども、やっぱりそういう仕組みなので、促すというのにも必要なことだと思うんですよ。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

おっしゃるとおりでございます。今、過去に比べますと、国保の加入者の方というのはぐんぐん減ってきておまして、平成19年、20年ぐらいに後期高齢という制度ができました。そのときは1万人加入者の方、1万500人ほどあったのが、今現在8,500人という、2,000人ぐらいやっぱり減ってきているんです。ということは、やっぱり1つには、今申し上げましたように、社保への強制加入みたいなものを国が打ち出しているというのも1つあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長 佐藤 茂君

他に質疑はないですか。

○委員 板倉浩幸君

国民健康保険税の減額ということで、いいと思うんですけども、そこで、この減額に当たって、確定申告をしておれば自動的に所得は把握できて減額されると思うんですけども、例えば、申告していない人はどのようになってくるのか。そこで、この法定軽減なんか、後で申告をして、3年さかのぼって申請できるのか、その辺わかりましたらお願いします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

本来の国保のやり方といいますか、法によりますと、無申告の方は、本来は最高のところでという原則はございます。ただし、やはり私どもも、無申告の方については課税をさせていただくのに当たっては、申告のお願いを随時させていただいておるところでございますし、まず、医療にかかられるのに最高であるというのはやっぱり好ましくないというふうにも思いますし、ただ、やはり申告義務は義務でございますので、やっていただきたい旨は随時お伝えさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

もう1点の、何年さかのぼって、申告した場合、さかのぼれるのか。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

税の修正については、そのつど修正をかけておりますので、ちょっとさかのぼりについては、またちょっと後で確認させていただきたいと思います。よろしいでしょうか、すみません、過年度申告の修正ですね、例えば、そういうことですよ、少し……、回答させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 佐藤 茂君

後ほど調べて連絡してください。

よろしかったですか。

○委員 板倉浩幸君

補足資料なんですけれども、今回、7割軽減はないということで、ちょっと7割軽減について確認していくんですけれども、これ人数に関係なく33万円ということで7割軽減になると思うんですけれども、あと給与所得でいくと98万円ということで、これは変わらないということなんですよ、今回、あと、5割、2割については、人数分の、被保険者数の26万5,000円が27万円とかになったということによろしいのですか。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

そのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

他に質疑はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の方の発言を許可します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第20号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任よろしく願いいたします。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時29分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 佐藤 茂